キューバ社会主義憲法とその変容

北原仁

はじめに

21世紀の今日では、世界の多くの国々が立憲主義を採用している。西欧以外の国々も、少なくとも形式的には、立憲主義にもとづく政治が行われている。 しかしながら、むろん、いわゆる第三世界の国々を対象とする研究が少ないというわけではないが、こうした国々をも対象とした比較憲法は、ほとんどないのが実情である。

キューバ憲法を研究するに当たっては、少なくとも二つの問題点に留意しなければならない。キューバは、スペインの旧植民地であり、他のラテン・アメリカ諸国との政治的・経済的に共通点があるということと、他のラテン・アメリカ諸国と違って、1953年に始まる暴力革命によって社会主義国家となったことである。そこで、ラテン・アメリカ型の発展途上国の憲法の分析方法と、社会主義国における憲法の分析方法とが必要なる。

従来の有力な比較憲法の方法は、現代の世界の諸国の様々な憲法現象を比較対照すると同時に、その発展を社会経済史的観点から説明しようとするものであった。すなわち、封建主義から資本主義への歴史の発展法則に照らし、各国の歴史の発展段階を特定し、分析の対象国をいずれかに位置づけるというものである¹。しかしながら、このような分析方法は、最早、破綻している。資本主義発展の典型とされてきたイギリスやフランスにおいても、市民革命とされてきたイギリス革命およびフランス革命の研究においては、これをブルジョワ革命と捉える歴史観は、いわゆる修正主義歴史学によって厳しい批判に晒された。今日では、さらにこの修正主義歴史学をも批判する修正主義後の歴史学も登場している。ただし、両学派に対して、自ら旧説に取って代わりうるような歴史観を呈示していないという批判も投げかけられていることも確かである。

さらに、人権宣言自体の意義を問い直そうという主張もみられる²。

旧来の社会主義法の研究も、歴史の発展法則の存在を前提とするものであったから、社会主義という新たな歴史の発展形態の研究として、社会主義国の法の分析というより、その紹介・擁護であった。社会主義法研究の困難性は、社会主義自体をどのように把握するのかという点にある。つまり、社会主義国家群を資本主義経済制度から発展した社会主義制度を実現する過程にある国々と捉えようとする研究方法は、あきらかに問題をはらんでいる。

しかしながら、キューバは、第三世界にあって社会主義を国の根本的な思想 原理として採用したがゆえに、世界中の多くの知識人を魅了したことも事実で ある。チェ・ゲバラの革命の生涯は、いぜんとして人気が衰えない。本稿にお

- 1 人権に対する異議申立ての代表的なものは、社会主義思想、反植民地主義および フェミニズムであるという見解がある。樋口陽一『一語の辞典』(三省堂, 1996年) 10頁。日本の憲法学の研究動向については、「社会主義への移行―歴史的でないに しても論理的可能性としてそれを想定することは、非社会主義者であっても(ある いは、そうであればこそ)、社会科学の議論にとっては不可欠であった―の文脈の なかで人権価値をどう位置づけるか、ということが1970年代までの議論であった。 現実の社会主義が活力を失い、やがて崩壊してゆく段階となって、『拘束の欠如』 としての自由の一表現にほかならならぬような『市場万能』の声が、論壇をおおい つくすようになる | と述べている(同前, 120頁)。しかしながら、「現実の社会主 義」と一体何だったのだろうかという疑問は、いぜん残る。ハナ・アーレントが告 発するように「抽象的個人」を守るはずの人権が、ナチスの前に無力であり、その 体験が『全体主義の起源』を生み出したとしても(同前,89頁)、『全体主義の起源』 は、ナチズムだけではなく、全体主義に関する研究であって、アーレント自身次の ように記している。「明らかに、戦争の終結はロシアの全体主義支配の終焉を招き はしなかった。それとは反対に戦争の後に来たものは東ヨーロッパのボルシェヴィ ズム化、すなわち全体主義的支配の拡大」であったと(ハナ・アーレント/大久保 和郎・大島かおり『全体主義の起源3全体主義』(みすず書房, 1981年) v頁)。そ して、この全体主義においても、「抽象的個人」の人権は、無力であった。
- 2 「人権宣言は、国民国家の法的・政治的秩序に自然の生命を記した文書の原型を表している。アンシャン・レジームでは、政治的に中立で被造物の生命として神に属しており、古代世界では、(少なくとも、表面上は)生命として政治的生活から区別されていた同じむき出しの生命は、今や完全に国家の構造の中に入り込み、国家の正当性と主権の地上の根拠にさえなる」。Agamben、Giorgio、Homo Sacer: Sovereign Power and Bare Life (Translated by Daniel Heller—Roazen)、Stanford University Press, 1998, p. 127. 生命を政治に取り込む「生命政治」こそが全体主義という現代病理を生んだのではなかろうかと問いかけているのである。

いて、キューバの憲法史を振り返ることで、キューバにおける社会主義憲法の 今日の意義と変化を考察する。

第1章 1976年憲法と社会主義

1 社会主義と憲法

キューバの現行憲法は、1976年に制定されたが、1992に大幅に改正され、さらに2002年にも若干の改正がなされている。1976年憲法の基本思想は、前文に謳われている。1992年の改正キューバ憲法の前文ではが、1976年憲法と若干の違いが見られる。その違いとは、「大々的に国際的な英雄的使命を果たした人々」、「ホセ・マルティの理想とマルクス、エンゲルスおよびレーニンの政治思想に導かれ」が追加される一方で、1976年当時の前文の「ソヴィエト連邦その他の社会主義諸国の友愛と協力」という文言が削除され、「ラテン・アメリカと世界の労働者と人民の連帯」という表現が「政界中の人民、特にラテン・アメリカとカリブ海の人民の兄弟愛、援助、協力および連帯」という文言に改められたことである。したがって、1992年の前文の改正は、東欧の社会主義諸国とソヴィエト連邦の崩壊という国際環境の変化を受けて、書き改められてはいるが、少なくとも前文に限れば社会主義・共産主義に基づいた憲法であるという基本的性格には変化が見られない。ただし、前文は、これに加えて、キューバの歴史を概括している点に1992年憲法改正の特色が現れている。

1976年憲法は、社会主義憲法であるから、当然のことながら、社会主義諸国の憲法と1936年のスターリン憲法の影響を受けていると指摘されている。そこで、社会主義憲法を憲法学の視点からどのように位置づけるべきかという問題が生ずる。これに対して、資本主義・社会主義という生産関係の座標に、「自由な制度」か「権威的な制度」なのかという座標軸を重ねて、各国の憲法体制を類型化しようとする見解がある。したがって、資本主義の自由主義的民主制もあれば、その反対に社会主義独裁もあるということになる。しかし、この見解のもととなっているモーリス・デュヴェルジェの政治学の方法論に対して、次のような批判がある。デュヴェルジェによれば、西洋型システムの形成は、「経済構造→イデオロギー→政治制度」という図式に従ってきたが、社

会主義システムの形成は,「イデオロギー→政治制度→経済構造」という図式

3 改正された前文は、次のとおりである(下線部は、追加または修正された文言を意味する)。「我らキューバ市民は、創造作業ならびに闘争、断固たる決意、英雄主義および犠牲的精神という伝統を引き継ぎ、相続する者であるが、この伝統を涵養したのは、我らの祖先であり、幾度となく服従よりも絶滅を選んだ先住民であり、主人に抗して反乱した奴隷であり、国民意識および祖国と自由へのキューバ人の熱意を覚醒させた者たちであり、1868年にスペインの植民地主義に抗って独立戦争を開始した愛国者であり、そして、アメリカ帝国主義軍事介入と占領によって一掃されてしまったものの、1895年の最後の一撃で、1898年の勝利へとこの独立戦争を導いた者たちであり、帝国主義支配、政治腐敗、人民の権利・自由の欠乏、資本家と地主に押しつけられた失業と搾取に抗して50年以上にわたって戦った人々であり、労働者・農民を最初に組織化し始め、発展させ、社会主義思想を広め、マルクス主義とマルクス・レーニン主義運動を築いた者たちであり、マルティの指導の下に育ち、1月人民革命の勝利へと我々を導いたマルティ生誕世紀の世代の前衛をなす人たちであり、自らの命を犠牲にして革命を防衛し、革命の最終的な基盤の設置に貢献した人たちであり、大々的に国際的な英雄的使命を果たした人々である。

我らは、ホセ・マルティの理想とマルクス、エンゲルスおよびレーニンの政治思想に導かれ、プロレタリア国際主義、世界中の人民、特にラテン・アメリカとカリブ海の人民の兄弟愛、援助、協力および連帯に支持され、フィデル・カストロ率いるモンカダとグランマ、ラ・シエラとヒロンの革命は、革命軍と人民の極めて堅い団結に支えられ、国の完全な独立を勝ち取り、革命権力を樹立し、民主主義的変革を実行し、社会主義の建設を開始し、共産党を先頭にして、共産主義社会を建設することを最終目的として引き続き建設に邁進し、この革命の勝利を推進することを決意し、人の人に対する搾取に支えられ体制は、搾取された者の屈辱と搾取者の人格の劣化を引き起こし、人があらゆる形の搾取、つまり、奴隷制、農奴制および資本主義から解放されたときには、人間の完全な尊厳が実現されるということ、また、我々の革命によって祖国とキューバ人の尊厳は、さらなる高みに登るだろうということも自覚して、共和国の法律中の法律は、最後に勝ち取ったホセ・マルティの心底からのこの願望、『我らの共和国の第一の法律は、キューバ人の人間の完全な尊厳の信条であらんことを望む』に満たされるという我らの意思を宣言し、国民投票による自由選挙によって、以下のように憲法典を採択する。」

以下のサイトに掲載されている各キューバ憲法を参照した。

www.cubapolidata.com/gpc/gpc_constitution_1992.html

http://pdba.georgetown.edu/constitutions/Cuba/cuba2002.html

http://www.cervantesvirtual.com/portal/constituciones/pais.formato?pais=Cuba&indice=constituciones

日本語訳については、次を参照。直川誠蔵・吉田稔訳「〈資料〉キューバ共和国憲法(1976年)〈Material〉The Constitution of the Republic of Cuba(1976)」『比較法』(早稲田大学比較法研究所)第16巻第1号(1982年)57頁以下。

に従い、両者の図式は、互いに対応していると説明される。しかし、このシステムという概念自体は、マルクスによるものではなく、デュルケムに結び付けられるものであって、社会を記述し、比較するための理論的モデルであるから、社会の構成要素と相互作用の探求から出発する。一方、マルクス主義においては、階級闘争が歴史運動の動因であり、それ自体社会を総合的に説明しようとする。したがって、両者の方法論は、互いに矛盾すると批判されるのである。この指摘は、正鵠を射ているが、デュベルシェの説明方法は、反面一面の真実をついているというべきであろう。問題は、「イデオロギー→政治制度→経済構造」という図式をどのように解すべきなのかということである。

社会主義法の典型であるソヴィエト法の研究について、ソヴィエト法研究の開拓者の一人によれば、四つの条件が求められるというで。すなわち、①何のために研究するのかという自覚が必要であること(さもなければ、「われわれの研究は歴史の歯車を逆に回す結果にならないと誰が保障しられよう」)、②社会主義社会の社会的=経済的構造を正しく分析し、その上部構造との関係を明白に把握すること(そうしなければ、ブルジョワ法との単なる浅薄な比較に終わり、ソヴィエト法の意義も、その発展の見通しも得られない)、③ソヴィエト法をつらぬくマルクス主義理論に透徹すること、④ロシア語を習得すること、である。要するに、史的唯物論に基づく資本主義から社会主義への歴史の発展過程を法についても肯定的にたどろうとする見解が示されている。

この見解に立てば、スターリンの社会主義工業化と農村の集団化と技術革新によって、「社会主義財産の原則、すなわちブルジョワ的私有財産とは対蹠的なプロレタリア階級のために神聖不可侵な社会主義財産の原則は確立された ¹⁸

⁴ BERNAL GÓMEZ, Beatriz, Consituciones iberoamericanas: Cuba, UNAM, Mexico, 2008, p. 51.

⁵ 樋口陽一『比較憲法 [全訂第三版]』(青林書院, 一九九二年) 三八~四○頁。

⁶ SEURIN, Jean-Luis, "Maurice Duverger et les deux faces de Janus: Neo-marxisme ou neo-idealisme?" Revue Française de Science Politique, V. XXV. No 3. juin 1975, p. 557. M・デュヴェルジェ/宮島喬訳『ヤヌス―西欧の二つの顔』(木鐸社, 1975)参照。

⁷ 山之内一郎『社會主義國家の法―ソヴィエト法點描 (上)』(東大協同組合出版部, 1950年) iii~iv 頁。

⁸ 前掲・山之内,59頁。

のであるから、「人間相互の搾取」も消滅したということになるはずである。 社会主義社会は、階級とともに搾取も消滅した社会として描かれているが、資 本主義社会は、無論その対立物として非難されている。つまり、労働者は、労 働手段を奪われ、生存の自由を奪われているがゆえに労働力の所有者である自 由な人格として労働市場に登場し、自由意志にもとづいて契約を締結するが、 生産過程では、不自由な意思の主体となり、人間を人間たらしめている労働過 程が剰余価値搾取過程となると説明されるのである。生産過程における支配 = 従属関係は、金融寡頭制の成立とともに、資本家の結合体の内部に、複雑な 構造を持つ支配=従属的な意思関係が形成されるという™。さらに、労働市場 における法的関係を支配する「自由、平等、所有そしてベンサム」を批判する マルクスの言葉を借りて、次のように論ずる。「自由!なぜならば、ある一つ の商品、たとえば労働力の買い手も売り手も、ただ彼らの自由な意思によって 規定されるだけだから。彼らは、自由な、法的に対等な人として契約する。契 約は、彼らの意思がそれにおいて一つの共通な法的表現をあたえられる最終結 果である。平等!なぜならば、彼らは商品所持者として互いに関係しあい、等 価物と等価物を交換するのだから。所有!なぜならば、どちらもただ自分のも のを処分するだけだから。ベンサム!なぜならば、両者のどちらにとっても、 かかわるところは自分のことだけだから l¹¹と。こうして,「剰余価値搾取過程| は、歴史の発展過程に組み込まれ、社会主義国家の正当性が「科学的に」証明 されるのである。

2 社会主義の論理

しかしながら、このような歴史観が生まれた19世紀を振り返れば、そこには多様な歴史観があったことに容易に気づくことができる。ヘイデン・ホワイトによれば、1830年から1870年までは、歴史思想の成熟期または古典期と考えられ、ミシュレ(Michelet)、ランケ(Ranke)、トクヴィル(Tocqueville)、ブルクハルト(Burkhart)という偉大な 4 人の歴史家が出現したという 12 。

⁹ 藤田勇『法と経済の一般理論』(日本評論社,1974年)193頁。

¹⁰ 同前, 194頁。

¹¹ 同前, 199頁。

19世紀の歴史研究は、職業化されて規則に従う活動になり(規則に従うという点では言語とおなじである),正しい用法が正当性をもつようになり,所与の規則内部でのスタイルの違いを競うようになった。様々なスタイルは,ミシュレ,ランケ,トクヴィル,ブルクハルトに代表されるが,マルクスとニーチェは,歴史学のゲームのルールを変えるよう迫った。ヘーゲルとクローチェとの間に出現した歴史哲学の主な形態では,歴史学のアイロニーの意味付け(the Ironic implication)を避けようとする点に特徴があった。19世紀末の歴史主義の危機に対するマルクスとニーチェの貢献は,客観性概念そのものを歴史化した点にあり,歴史思想は,歴史資料に適用しさえすればいいという客観的規準ではなくして,客観性それ自体が疑問に付されたのである」。したがって,歴史を批判的に記述するアイロニーの文体が好まれる。要するに,マルクスの目的というのは,アイロニーを悲劇に変え,ついで悲劇を喜劇に変えることであった。

マルクスは、ブルジョワジーの歴史を悲劇として筋立てを設定し、プロレタリアの歴史をより大きな喜劇の枠に納めた。この喜劇の大団円では、すべての階級が消滅し人類が有機的全体に変化するはずであった。マルクスは、喜劇を古典劇の場面に対応する4幕ものの劇として、つまり、葛藤、苦難、破壊および認識(pathos, agon, sparagmos, and anagnorisis)という筋書きを設けている。第一幕では、ばらばらな集団をなしている個々の労働者たちが異議を申立てるが、かれらは真の敵であるブルジョワジーを知らず、その敵の敵である絶対主義の残存物と闘っている。この段階では、プロレタリアは、数も増し大きな集団をなし、力も増大し、その強さを感じるようになった。つまり、労働者たちは、ブルジョワジーに対抗して労働組合を造って搾取者たちに抗議する。抗議の中で労働者たちは、政治の場面で闘争を組織するために政党を結成する。これが苦難の段階であり、プロレタリアは、ブルジョワジーに対抗する

¹² WHITE, Hayden, *Metahistory: The Historical Imagination in Nineteenth-Century Europe*, John Hopkinns University Press, Baltimore, 1973, pp. 38–9.

¹³ Ibid .. p. 277.

¹⁴ *Ibid* ., p. 280.

¹⁵ Ibid., p. 278.

意識をもっているが、即自的に存在しているだけであって、まだ他とは切り離されている。次いで、プロレタリアはいくつかの要素に分解されるという次の段階にいたる。しかし、この段階は、プロレタリアが自ら団結する意識を醸成するために必要な段階でもある¹⁶。

ブルジョワジーは、古い貴族秩序の残存物や、自分自身にも敵対的となった 要素にも苦しめられ、敵との戦いにプロレタリアに救援を求めざるをえない。 こうして、プロレタリアは、政治的に教育されて、他のあらゆる階級の廃棄物 置場へと変容するばかりでなく、自らの位置を自覚して、国際的・無階級的願 望を抱くに至る。プロレタリアは,真に革命的な階級,つまり,歴史の謎を解 く階級になり,共産主義社会を実現する階級となる。これが,最後の段階である」。 しかし、このような筋立ては、1917年のロシア革命によって、レーニン的な 変容をとげる。つまり、資本主義におけるプロレタリアの経済闘争が必然的に 革命に至るという経済主義的な歴史解釈を厳しく批判して、プロレタリアの政 治的役割, 実際には、党の役割を重視する。レーニンによれば、社会運動は、 必ず階級的性格を帯びるが、自然発生的な労働者の運動は、社会主義意識を獲 得するのは不可能であり、社会主義政党の指導下に置かれなければならない。 つまり、革命運動は、労働者の運動であるから革命的であるのではなく、正し いイデオロギーを有するか否かによって規定される。この正しいイデオロギー を体現するのが党であって、党が社会発展の正しい法則を識っているがゆえに、 社会を指導できるのである18。

レーニンの思想では、社会主義運動は、都市ブルジョワジーではなく、農民と結びつく。ロシアのような半封建的な国においては、党の指導の下に、プロレタリアは、農民と民主主義権力を分かち合い、ブルジョワジーと小地主農民に対してプロレタリア独裁を樹立しなければならないとされる¹⁹。しかし、この「独裁」の意味は、「如何なる法にも拘束されず、如何なる準則にも全く制

¹⁶ Ibid., p. 313.

¹⁷ *Ibid* ., p. 314.

¹⁸ KOLAKOWSKI, Laszek, Main Currents of Marxism: 2-Golden Age, Oxford University Press, 1978, pp. 389-41.

¹⁹ *Ibid* ., p. 414.

²⁰ Ibid., p. 498.

限されず、直接暴力に依拠する権力」を意味する²⁰。レーニンの時代とスターリンの時代の違いは、レーニンの時代に党と社会に自由があり、スターリンの時代にはこの自由が押しつぶされたということではなく、ソヴィエト連邦の人民の精神生活全体が虚偽によって覆い尽くされるに至ったのがスターリンの時代であったことなのである²¹。

ロシア史研究の大家リチャード・パイプスによれば、ロシア革命時のレーニンのテロルについて、次のように指摘している。「もし、ボリシェヴィキに敵対するものが、少数であると確定されるならば、彼らは外科的な除去の標的とされたであろう。しかし、ソヴェト・ロシアで、少数派を形成したのは、体制とその支持者であった。権力に留まるためには、彼らはまず初めに、社会をアトム化し、ついで、そこで独立して行動しようとする意志そのものを破壊せねばならなかった。罪のない人の処刑に何ら良心の呵責を感じない体制のもとでは、罪を犯していないことは、生き残る保障とはならないことを、赤色テロルは住民に思い知らせた。唯一の望みは、何が起ころうと宿命論的に受け入れるとともに、自己を全く消し去ることにあった。ひとたび、社会が、各々が人目を引くことを恐れ、もっぱら肉体的な生存にのみ関心をもつ人間のアトムの寄せ集めへと分解したならば、その時は、誰が何を考えようと問題ではなくなる。何故ならば、政府が、公的な活動の全域を独占するからである。このような状況のもとでのみ、数十万人の人が、一億あるいはそれ以上の人々を服従させることができたのである |22と。

3 社会主義と法

このような暴力とテロルの支配の道具として,権力を拘束する最高法としての憲法ではなく,むき出しの暴力とテロに合法性の衣装をまとわせようとして,刑事法が用いられる²³。この点について,日本でのソ連時代に関する研究の問

²¹ *Ibid*., p. 516. つまり、「カウツキーとルクセンブルグが歴史と、歴史の 『主人公』 として運命づけられたプロレタリアを無邪気に信じられた最後のマルクス主義者であって、レーニンによって、この『無邪気さ』は、永遠に失われた」といえよう。 VAN DEN BERG、Alex、*The Immanent Utopia: From Marxism on the State to the State of Marxism*, Transaction, New Brunswick, 2003, p. 472.

²² リチャード・パイプス/西山克典訳『ロシア革命史』(成文社,2000年)235頁。

題点の一つとして、ソ連時代では1918年9月の赤色テロの政府決定と1919年12月1日の刑訴特例法という悪法が無視されていたことが指摘されている²⁴。

1918年7月29日、全ロシア中央執行委員会、モスクワ・ソビエト等は、社会主義の祖国は危機にあるとして、「ソビエト権力は、後方を確保し、ブルジョアジーを監視下におき、彼らに対する大量テロを実践しなければならない」と宣言した。11月1日のヴェチェカー(1917年12月に設置された「全ロシア反革命・サボタージュ取締委員会」の略称。その後1918年に「ロシア反革命・投機・職務犯罪取締非常委員会」名称変更)の機関誌論文「赤色テロ」は、「われわれは個人との戦争をしていない。われわれは階級としてブルジョワジーを絶滅しつつある。取り調べでは、被疑者が行為または言葉でソビエト権力に反対した資料または証拠をさがすな。被疑者に対する最初の質問は、その出自、育ち、教育または職業である。これらの質問が被疑者の運命を決めるべきだ。ここに赤色テロの意味と本質がある」と記している。このまり、「ソヴィエト国家は、労働者階級と勤労農民にとって危険な行為(作為・不作為)を犯罪として表明した」のであり、犯罪行為概念は、階級的な概念とされた。。

1919年12月12日には、「ソヴィエト社会主義共和国連邦刑法基本原則」が定められた。これによると、法とは、「支配階級の利益およびこの階級の組織された力の保護に対応する社会関係の秩序」であり、「刑法は、所与の社会の社会関係秩序を弾圧(刑罰)によって侵害(犯罪)から保護するための手段である」。したがって、「ソヴィエト刑事法は、資本主義から共産主義への移行期において、プロレタリアの独裁の下で支配階級に組織されている呻吟する大衆の

²³ アーレントは、全体主義の運動法則について、「この運動法則を実定法に翻訳したとすれば、その命令は『汝殺すべし』でしかあり得ない」と指摘している。前掲・アーレント、274頁。

²⁴ 稲子恒夫『ロシアの20世紀―年表・資料・分析』(東洋書店,2007年)1004~5頁。25 同前,131頁。カレール=ダンコースも次のように指摘する。「早くも1918年夏から、農村において階級の敵に対して用いられた逮捕、裁判なしの処刑、さらに人質を取るという行為―これは1918年9月4日の布告によって大規模に組織された―といった手段は、強制収容所の創設によってさらに増強された」と。H・カレール=ダンコース/石崎晴己『レーニンとは何だったか』(藤原書店,2006年)433頁。

²⁶ ペ・ア・クリーノフ/直川誠蔵訳「ソビエト刑法の基本的特色」『比較法』(早稲田大学比較法研究所)第12巻第2号(1982年)83頁。

利益のための社会関係秩序を、弾圧によって防衛する任務を有する」と定義された x 。

1922年の刑法典は、ソビエト連邦の最初の刑法典であった。その5条は、次のように法典の任務を規定する。「この法典は、犯罪および社会的に危険な要素から労働者の国家を法的に防衛する任務を有し、刑罰を科し、あるいは革命的秩序の侵犯者に対して他の社会防衛手段を用いることによって、この法的防衛を達成する」と。この社会的に危険な要素について、49条は、次のように説明する。「犯罪活動またはいずれかの地域の犯罪環境と関わりを有するがゆえに、社会的に危険であると裁判所が宣言した者は、3年を超えない期間、指定の地域に居住する権利を裁判所の判決によって奪うことができる」と。

6条は、犯罪を定義する。犯罪は、「共産主義体制への移行期の間、労働者・農民が打ち立てたソビエト権力と法秩序の基盤を脅かす……いずれかの社会的に危険な作為または不作為」であると規定している。社会的危険性は、刑法において重要な意味を有し、7条は、次のようにいう。「人物の危険性は、社会を害する行為を犯すか、またはその活動に社会の法的秩序に重大な脅威が現れているならば、明らかになる」と²⁸。

かくして、このような刑事法の展開に対応して、1918年の「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法」は、レーニンの指導の下に起草作業がなされ、「可能な限り広範な勤労住民の国家管理への参加をその本旨とするプロレタリア独裁が定式化された」²⁹世界で最初の社会主義憲法であるとされた。次の歴史的段階を表しているのが、1924年憲法であり、「社会主義、共産主義を建設するという国のすべての民族の最高意思を集約した、ソ連邦憲法」³⁰である。そして、1936年憲法の制定は、ソ連邦の社会主義の基礎を建設する過程が終了したことを意味しており、その後の「四十数年間にわたって、この憲法は、国家生活およびソヴィエト社会全体の発展の法的基礎となった」のである³¹。このいわゆ

²⁷ MAKEPEACE, R.W., Marxist Ideology and Soviet Criminal Law, Croom Helm, London, 1980, p. 64.

²⁸ *Ibid* ", pp. 101–3.

²⁹ トポルイニン/畑中和夫監訳『ソヴィエト憲法論』(法律文化社,1980年) 6頁。

³⁰ 同前, 11頁。

³¹ 同前, 18頁。

るスターリン憲法も、「ソ連邦の経済的基礎は、資本主義制度の清算、生産用 具および生産手段の私有廃止ならびに人による人の搾取廃絶の結果確立した社 会主義経済制度ならびに生産用具および生産手段の社会主義的所有が、これを 構成する」(4条)と規定する。社会主義社会が確立し、その後は、新たな国 家と法の一般理論が求められる段階に達したのである²²。

第2章 20世紀のキューバ憲法史

1 キューバの独立と立憲主義

1976年憲法は、キューバが社会主義国であると宣言している。しかし、キューバの社会主義は、ロシアの社会主義とは、歴史的・地理的環境が大きく異なる。そこで、キューバにおける立憲主義の歴史を振り返る必要がある。

キューバは、1902年5月20日、独立を宣言し、この宣言を生み出した独立運動から今日まで、大きく三つの共和国とそれぞれの憲法体制を体験することとなる。すなわち、①マムビ共和国(これは、独立戦争を戦ったマムビ軍(Ejercito Mambi)の名称に由来する)には、1901年憲法が、②社会民主的な共和国(大統領のマチャードに対する革命に由来する)には、1940年憲法が、③共産主義共和国(1959年のカストロ率いる革命に由来する)には、1976年憲法が対応する(ただし、この憲法は、1992年に大幅に改正された)。むろん、これらの憲法以外にも、多くの憲法や章典が制定されている。しかしながら、三つの共和国の誕生は、革命に由来し、発展的な過程ではなく武装闘争から生まれたという共通点がある³³。

スペインからの独立運動は、19世紀末独立戦争をともない激しさを増した。 この独立運動を指導者としてよく知られているのが、詩人にして思想家でもあ

³² ソ連邦科学アカデミーの説明によれば、「プロレタリア革命の進行中における旧い諸関係の革命的破壊過程における国家の意義が、すでに先行する時期の諸著作、なによりもまずレーニンの基本的労作において、確定されたとすれば、いまや、社会主義国家経験を総括する課題、社会主義社会における国家の役割の問題の理論的検討が実践的に日程にのぼってきた」のである。ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所/藤田勇訳『マルクス=レーニン主義国家・法の一般理論(上)』(日本評論社、1973年)175頁。

³³ BERNAL GÓMEZ, op. cit., p. 3.

るホセ・マルティである。マルティは、革命勢力を一つに統合しようとして、 1982年「キューバ革命党基本原理」を発表した34。さらに、モンテクリスティ での蜂起とともに、1895年3月25日、マルティは、キューバ革命党を代表して 「モンテクリスティの宣言」55を発表した。しかしながら、これらの文書には、 体系的な憲法構想を読み取ることはできない。しかし、19世紀の全ての政党に

- 34 ホセ・マルティの手による「キューバ革命党基本原理」は、カヨ・ウエソで開か れた会議で討議され、1982年1月5日、採択され、キューバ革命党の機関誌「祖国」 に掲載された。その内容は、次のとおりである。
- 「第1条 キューバ革命党は、善意の全ての人々の一致団結した努力によって、 キューバ島の完全な独立を勝ち取り、プエルトリコの独立を醸成し、促進す るために結成される。
 - 第2条 キューバ革命党は、無計画にキューバに戦争を引き起こしたり、有無をい わさず無謀で混乱した運動に引き込んだりすることを目的とするのではなく、 一致団結する躍動し誇り高い分子とともに、平和と労働によってキューバ島 の住民が幸福に至る實大で短期の戦いを命ずることである。
 - 第3条 キューバ革命党は、今日存在している革命的な構成員を再統一して、いか なる人民または人物にも不道徳な義務を負うことなく、できるだけ多くの新 しい構成員を結集し、共和主義精神と手段の戦争によって、キューバに子孫 が確かな幸福を保障し、大陸の歴史生活においてキューバの地理的位置から 与えられる困難な義務を履行することができる国を打ち立てることを目的と する。
 - 第4条 キューバ革命党は、装いを改めて、あるいは本質よりは外形だけ変更した だけで、権威主義的精神や植民地の官僚構造を存続させるではなく、人、新 たな人民及び真摯な民主主義が有する正当な能力を自由に誠意を持って行使 することに基づき、本当の労働秩序と社会の諸勢力の均衡とによって、奴隷 制度のために造られている社会において突然の自由の危険の克服を可能とす ることを決意する。
 - 第5条 キューバ革命党は、キューバ島を獲物や所有物と考える勝者の集合を キューバにもたらすことを目的とするのではなく、外国人の自由によって党 に認められる多くの有効な手段によって、全てのキューバ人の品位と幸福の ためになすべき戦争を準備することを目的とする。
 - 第6条 キューバ革命党は、一つの誠意に満ち賢明な祖国を築き、祖国が党の準備 作業から、また、準備作業の一つ一つにおいて、差し迫る内外の危険を切り 抜けて、災いの経済的混乱を公共財産制度に変えて、住民の多様な活動に国 を開くために、設立される |。

MARTÍ, José, Antología minima, tomo I, Editorial de Ciencias Sociales, Habana, 1972, pp 107-9.

共通する思想は、スペインからの分離主義者も自治論者もともに自由主義思想であり、憲法の存在とその理論的帰結である法治国家の実現を意図していたと指摘されている⁵⁵。マルティの思想も、この潮流を受け継ぐものであった。しかし、1895年5月19日、ホセ・マルティは、英雄的な死を遂げる。

1895年9月中旬,五つの解放軍部隊の代表者たちがカマグエイ県のヒマグァユ(Jimaguayú)に会して、いわゆるヒマグァユ憲法を採択した。これは、執行権と立法権を政府委員会という機関に集中した中央集権的な文章である。先の戦争の失敗を教訓として、政府と軍の指揮権との関係について、憲法は、両者の権限を制約し、政府委員会は、市民と政治生活の規則を定め、最高司令官が提案する軍法を発布した。最高司令官は、軍事作戦の指揮を執り、政府委員会は、「重要な政治目的に絶対に必要な」ときに限り、軍事問題に介入できた。しかし、ヒマグァユ憲法は、施行期間を2年とする条文を含む臨時憲法であり、1897年10月10日、カマグエイ県のラ・ヤヤ(La Yaya)で憲法制定会議が開催された。採択された新憲法の特徴は、①人権規定を充実し、宗教、教育、思想、集会、結社および思想伝達の自由、請願権、通信の秘密、普通選挙、罪刑法定主義等の自由主義的な権利を規定し、②モンテスキューの古典的な三権分立制度を採用し、③文民統制を採り、全ての最高司令長官の権限を統治会議

^{35 「}輝かしくも苦しみに満ちた準備の後、ヤラで開始した独立革命は、外国とキューバ島の革命党の規則と合意によって、また、アメリカと世界のために国の再建と解放に献身する全ての構成員をこの党に見事なまでに集中させることによって、キューバにおいて新たな段階に入った。……(中略)

^{……}文学とは名ばかりの文化の都市への集中、植民地の領主のような習慣への共和国の誤った愛着、離れた地方の疑り深くいい加減な社会交流に起因するボスたちの対立の出現、唯一の産業、農業または牧畜の遅れた状態、人々のこうした混乱の原因から恒常化している信仰または地方の争いにおける多産の原住民の自堕落と冷淡な態度は、何らキューバ社会の問題ではない。キューバは、民主主義的で信仰に厚く、自分と他人の権利に熱心で熟知している人民とともに、戦争に復帰する。……(後略)」。 Ibid., pp. 179-87.

³⁶ ANTONIO DE LA CUESTA, Leonel, "Análisis sobre el constitucionalismo en Cuba en el siglo XX," Centenario de la República de Cuba, Editorial Hispano Cubana, Madrid, 2003, p. 66.

³⁷ CANTÓN NAVARRO, José, *History of Cuba: Challenge of the Yoke and the Star*, 2001, SI–MAR S.A., La Habana, p. 64; BERNAL GÓMEZ, *Ibid*., p. 15.

(El Consejo de Gobierno) という文民機関にゆだねた38。

2 米西戦争と1901年憲法

ところが、1898年4月、メイン号事件をきっかけとする米西戦争が勃発し、アメリカ合衆国は、この戦争に勝利し、スペインとパリで講和条約を締結した。スペインは、合衆国にフィリピン諸島、プエルトリコ、グアム島を譲渡し、キューバに対する主権を放棄することを約した。こうして、アメリカ軍によるキューバの占領は、1902年5月まで続くこととなった。1898年10月20日、サンチャゴ・デ・キューバ憲法(当時、占領軍の総司令がサンチャゴ・デ・キューバにあったのでこの名がある。ただし、統治機構に関する規定がなく、正式な憲法とは言えないが、「自由な人間の不可侵の権利」を保障していた)が公布された39。

1900年7月25日,司令官のレナード・ウッド (Leonard Wood) は,憲法制定会議の招集を公布した。憲法制定会議は,1901年憲法を採択した。人権規定は,自由主義憲法に特徴的な個人の自由と平等を保障し,ヘイビアス・コーパスだけでなく,違憲の申立ても規定している。統治機構については,純粋代表制の下で,古典的な三権分立を採用している。立法府は,二院制であり,行政権については大統領制をとり,司法権については裁判官の独立と身分保障を規定している。。この1901年憲法に従って,合衆国は,地方自治法,司法権組織法,行政組織法,選挙法その他キューバ人の統治の復帰に必要な規定を設けた。こうした法律を制定するために,諮問委員会 (Advisory Commission) が設置された41。

しかしながら、1901年憲法には、アメリカ合衆国の占領を終結させる必須の条件として「プラット修正条項 (la Enmienda Platt)」が挿入されていた⁴²。1901年憲法は、本来に意味での立憲主義に基づくものであったが、この憲法に「プラット修正条項」が含まれていたことは、立憲主義原理を大きく損なったといえる。しかしながら、この憲法は、1933年9月4日まで、政治的要求の象徴と

³⁸ *Ibid* ", p. 67; BERNAL GÓMEZ, *Ibid* ", p. 17.

³⁹ BERNAL GÓMEZ. *Ibid* .. pp. 19–20.

⁴⁰ *Ibid* ., p. 27.

⁴¹ CANTÓN NAVARRO, op. cit., p. 86.

71 駿河台法学 第22巻第2号 (2009)

なった。ただし、この憲法は、「個人主義的憲法」と特徴づけることができ、 アメリカ合衆国憲法の影響受け、個人の権利保障に配慮し、私的分野での国家 活動を制限し、市民社会の自立性を認めるものであった。この憲法の下で、自 由主義派と保守派が政権をめぐって争ったが、それぞれ政治綱領の点では力点

42 1902年の「プラット修正」は、以下のとおりである。

「アメリカ合衆国大統領は、この文書の一部または文書に付属する命令のいずれかの結果として、基本的に以下のように、合衆国とキューバとの将来の関係を規定する憲法に従って、この島に政府が確立されたならば、直ちに、『キューバ島の統治と支配をその人民に委ねること』がこの文書によって認められる。

- I キューバ政府は、キューバの独立を害するか、または害する傾向のあるいかなる外国勢力とも条約その他の協定を結んではならないし、いかなる方法であれ、外国勢力に植民地化によって、または陸海軍その他の目的で、キューバ島のいかなる部分にも宿営若しくは支配権を得ることを許可し、認められない。
 - (A) 経常経費を支払った後に、キューバ島の通常の歳入では不足するような利子を支払いために、また、最終的な弁済のための合理的な弁済資金条項を定めるために、いかなる公債を引き受け、または契約できない。
 - (B) キューバ政府は、合衆国がキューバの独立のために、生命、財産および個人の自由の保護を提供でき、パリ条約によって合衆国に課せられるキューバに関する義務、現在キューバ政府が引き受けている義務を履行する政府を維持するために、介入する権利を有することに同意する。
 - (c) 軍事占領の間、キューバにおける合衆国のあらゆる行為は、承認され、有効とされ、占領下で獲得されたあらゆる法的権利は、維持され、保護されるものとする。
 - (D) キューバ政府は、キューバ島の都市の公衆衛生のために、疫病と伝染病の発生を防止し、もって合衆国南部の港町とそこに居住する人々の交易だけでなく、キューバ人民とその交易の保護を確かなものとする目的で、既存の計画その他相互に同意する計画を実行し、必要なかぎりにおいて、拡張するものとする。
 - (E) ピネス島は、キューバの憲法案に記載の国境から除かれるものとする。その権原は、条約による将来の調停にゆだねられるものとする。
- (F) 合衆国がキューバの防衛のみならず、その独立を維持し、その人民を保護できるようにするために、キューバ政府は、合衆国大統領と同意する若干の特定地点に石炭補給もしくは海軍基地に必要な土地を合衆国に売却または貸与する」。1901年3月2日、「プラット修正」は、合衆国の法律に組み込まれた。6月12日、キューバの憲法制定議会は、15対14という僅差ではあったが、これを共和国憲法の附則に記入することとした。「プラット修正」は、1934年に破棄されたが、キューバの政治に対する合衆国の干渉は、その後も行われた。GOTT、Richard、Cuba: A New History、Yale University Press、New Haven、2004、pp. 327-8.

の置き方に違いがあったものの、両派ともにボス支配の傾向があり、大衆参加を促す政策をとらなかった。大統領のマチャード(Machado)は、大統領の再選をねらって憲法改正をもくろみ、いわゆる1928年憲法を制定しようとするが、結局、1933年8月12日、マチャードは、大統領職を辞任し、キューバから逃げ出した。1933年から1940年の間、政治的混乱は収まらなかったが、マチャード政権の打倒に立ち上がった軍のフルヘンシオ・バティスタ(Fulgencio Batista)が陰の実力者として頭角を現した。1933年には、統治憲章が、1934年と1935年には、それぞれ憲法的法律が公布された。

3 1940年憲法

マチャードを打倒した1933年の革命世代は、このような立憲主義の失敗をアメリカ合衆国への依存と人民大衆との連帯の欠如に求めた。しかし、バティスタは、共産党への弾圧を止めその支持を取り付け、1939年11月、憲法制定会議代議員選挙を行った。76の議席をめぐって11の政党が立候補者を立てた。当時のほぼ全ての政党と政治運動が参加し、つまり、ほぼ全てのイデオロギーが代表されたのである。そのうち、三つの大きなイデオロギーの潮流を指摘できる。

すなわち、①19世紀的な自由主義であり、アダム・スミス、ジョン・ロックおよびモンテスキューの思想に基づく、自由市場を尊重し、個人の自由を保障するために厳格な三権分立を主張するもの、②これと正反対の立場に立つ共産党の主張であって、他の政党と人民戦線を組み、私有財産、自由な企業活動、教育・宗教の自由の検討を迫る立場、③両者の中間に立つ穏健民主主義は、共産主義的な集団化にも自由放任経済にも反対して、国家は経済的な不公平や社会的不平等を是正する役割を担うべきだという見解である。キューバ革命党(正統派)が第一党となり、18名の当選を、統一共産主義同盟(共産党と革命同盟とを統一)は、5位で6名の当選を勝ち取った43。

憲法制定議会で白熱した議論を呼んだ問題がいくつかあった。すなわち,① 憲法前文で神に言及すべきか否かという議論が生じ,信者でない者の権利を損なうことにならないかという問題が生じた。②法の前の平等について,差別的な行為を処罰すべきかという問題が提起された。討論の結果,20条に2項を追

⁴³ CANTÓN NAVARRO, op. cit., p. 129; BERNAL GÓMEZ, op. cit., pp. 34-5.

69

加し、「性、人種、肌の色または階級を理由とするあらゆる差別、および人間 の尊厳を既存するどんな差別も、違法であり、処罰されうる | と規定し、その 詳細は、法律にゆだねられた。③法の不遡及の原則は、公共の秩序、社会的効 用または国の安全の場合には、適用が除外されるべきではないかという議論が あり、これも詳細は法律にゆだねられ、場合によって憲法権利保障裁判所に違 憲の申立てが認められることとされた。④25条によって死刑は廃止されたが. 軍法上の犯罪による軍人に対して、また、外国との戦争の時には反逆罪とスパ イ罪には、適用が除外された。

⑤マチャード政権下の弾圧とテロの経験に鑑み て、政治的迫害についてヘイビアス・コーパスの適用が拡大された(26条ない し29条)。⑥思想・表現の自由は、人の名誉、社会秩序および公共の安寧を害 する場合にのみ制約されると規定された(33条)。⑦信教の自由は、キリスト 教道徳と社会秩序を守るためであれば制約される(35条)。⑧民主主義に反す る政党組織設立の禁止は、37条に「共和国の代表民主政治制度に反するか、ま たは国民主権のどこか損なう政治組織の結成と存在は、違法である」と定めら れた。⑨非宗教国家と宗教教育の調和の問題は、公教育は非宗教的であるが、 私人も宗教教育を行う権利があること認めることによって(55条),解決が図 られた4。

1940年憲法は、1917年のメキシコ憲法、1931年のスペイン第二共和制憲法、さらには1919年のドイツのワイマール憲法に範をとった⁴⁵。1940年10月10日の憲法の公布から1952年3月4日のクーデターまでの憲法史の特徴を挙げれば次のとおりである。①個人の権利の尊重とともに社会権重視の傾向が見られること⁴⁶、②半議会制⁴⁷ならびに憲法権利保障裁判所⁴⁸や会計検査人、さらには議会による国家緊急権手続き⁴⁹のような新たな制度が導入されたこと、③多党制と選挙協力が生じたこと、④定期的な選挙(4年ごとに行われた)である。ただし、多数の政党が憲法制定議会に参加した結果、1940年憲法は、一面では、妥

⁴⁴ BERNAL GOMEZ, *Ibid*., pp. 34-6.

⁴⁵ *Ibid* .. p. 36.

⁴⁶ その例として、労働に関する60条は、次ように規定する。「労働は、個人の譲り渡すことのできない権利である。国は、労働のない全ての者に職を提供するために、その有する資源を用い、肉体労働と精神労働を問わず、全ての労働者に尊厳ある生存に必要な経済条件を保障する」と。

協の産物となった。したがって、憲法の規定は、曖昧でいかようにも解釈できる可能性があり、完全に施行されるに至らなかった⁵⁰。しかし、1940年憲法の下で、キューバ社会は近代化され、選挙も定期的に実施され、大統領の再選も禁じられた。経済的発展もめざましく、キューバは、ラテン・アメリカにおける生活水準上位の三つの国に含まれるようになった。そこで、キューバの繁栄の象徴として、1940年憲法は、神話的な色彩を帯びることとなるのである⁵¹。

1952年3月, バティスタは、クーデターによって政権を掌握し、1958年の12

- 47 議会は、二院制である。119条は、「立法権は、それぞれ衆議院および元老院という名の二つの機関によって行使され、両機関は、議会と命名される」。138条1項は、「共和国大統領は、国家元首であって、国民を代表する。執行権は、内閣とともに共和国大統領が行使する」と規定する。したがって、大統領は、内閣によって補助を受け、「大臣の一人は、共和国の大統領の指名によって首相の地位を有し、大臣職の有無にかかわらず、その職務を遂行することができる」(151条1項)。しかし、「首相と内閣は、その行為について下院および上院に責任を負う」(164条1項)、「両院は、この憲法に定められた形式に従って首相、各大臣または内閣全体にたいして信任し、または、信任を撤回することができる」(同条2項)と規定されているように、議会の立場が比較的強い。
- 48 最高裁判所とは、別に「憲法権利保障裁判所」が設置され、法令審査権を行使する。182条は、次のように規定する。

「憲法及び社会上の権利保障裁判所は、次の事柄を審理する権限を有する。

- a) この憲法に規定された権利保障を否認し、縮減し、制限し、もしくは歪曲するか、または国家機関の自由な作用を阻害する法律、布告的法律、布告、決定もしくは行為に対する違憲の申立て
- b) 法律, 布告的命令その他裁判に適用すべき規定の合憲性について, 裁判官およ び裁判所の諮問
- c) 他の機関または裁判所に対する請求が効果なかったとき、上訴によるヘイビアス・コーパスの申立て
- d) 憲法改正手続きおよび改正の有効性 後略」
- 49 さらに、「議会は、戦争、天災、疫病、大恐慌または他の類似の原因によって、対外的安全または国内秩序が危機に瀕し、攻撃される場合には、非常事態法によって、内閣の要請に基づき、国家緊急事態を宣言し、内閣に例外的権能の行使を許可することができる」。と規定するように、国家緊急権についても議会の権能としている。
- 50 BERNAL GÓMEZ, op. cit., pp. 37–8; ANTONIO DE LA CUESTA, op. cit., p. 170.
- 51 BERNAL GÓMEZ, *Ibid* "pp. 38–41.

67 駿河台法学 第22巻第2号 (2009)

月の革命まで権力にとどまった。バティスタ政権は、社会の安定性を確保するかに見えたものの、政治腐敗や暴力団の活動は悪化した。また、1933年の革命以後、プラット修正条項がなくなり、合衆国の直接的な軍事介入は遠のいたとしても、合衆国への経済的従属は、特に砂糖の生産割当制を通じて強化された。この従属関係を見直そうとするキューバ人民党の伸張も、バティスタのクーデターによって阻止された。

1952年から1958年まで、バティスタは、1940年憲法の回復を約束しており、その1954年4月4日の憲章も、統治機構をのぞいて1940年憲法の規定を繰り返したものにすぎなかった。一方、バティスタ政権を武力で打倒しようとしたカストロも、有名な弁論「歴史は私を無罪とするだろう」において1940年憲法の回復以上の主張をしていたわけではない。

第3章 キューバ革命と社会主義

1 キューバ革命と共和国基本法

1959年1月5日,カストロによって大統領に任命されたマヌエル・ウルティア・リェオ(Manuel Urrutia Lleó)は、宣言を発表した。宣言では、1940年憲法では、共和国議会の権能である立法権を内閣が代行するとされた。したがって、革命臨時政府は、1940年憲法を復活する意図があることが分かったのである。しかし、1959年1月13日には、内閣は、憲法制定権を有するとして、1953年2月7日、1940年憲法に代わる「共和国基本法(la Ley Fundamental de la República)」を布告した。議会は、消滅し、内閣が立法権ばかりか、憲法制定権力を行使した。執行権は、フランス革命の国民公会にならって「超権力」になり、司法権は、事実上その独立は名ばかりの執行権に従属する機関になってしまったのである52。1959年1月7日から1962年12月31日までに、基本法は、18回修正されたが、修正の主な目的は二つあった53。すなわち、①「プロレタリア独裁」を確立すること、つまり、反体制分子に対して如何なる人権の承認

⁵² ANTONIO DE LA CUESTA, Leonel, "Análisis sobre el constitucionalismo en Cuba en el siglo XX," *Centenrario de la República de Cuba*, Editorial Hispano Cubana, Madrid, 2003, p. 172–3; BERNAL GÓMEZ, *Ibid*., pp. 45–6.

⁵³ ANTONIO DE LA CUESTA, Ibid., p. 174.

も廃止すること、②「民主集中制」原則、つまり内閣と称される超権力をめぐる国家活動の強度の中央集権化を確立すること、である。

人権規定について見れば、刑法の不遡及の原則も大幅に緩和されている。21 条は、不遡及の禁止に例外を設け、「……1958年12月31日に打倒された暴政に 仕える中で犯した罪の場合には、犯人は、そのために制定された刑法に従って 裁くことができる」と規定し、「基本的権利」に関する「経過規定」 4条では、 事後法によって処罰できる場合を定める。すなわち、「暴政の軍人ならびに弾 圧機関、暴政が組織した補助機関および暴政を防衛するために私的に設けられ た秘密の私的集団の構成員は、1958年12月31日に打ち倒された暴政の再建また は防衛のために犯した罪を理由とする場合は、事後法によって処罰できる。暴 政とその協力者の財産、国民経済と公共財産に対して犯した罪で有罪とされた 自然人・法人の財産及び公権力を利用して違法に蓄財しているか、蓄財した者 も、事後法によって処罰できる」のである。

財産没収の禁止と死刑の廃止についても、それぞれ次のように例外が認められる。24条では「財産の没収は禁止されるが、1958年12月31日に倒された暴政とその協力者の財産、国民経済と公共財産に犯した罪で有罪とされた自然人・法人の財産および公権力を頼って違法に蓄財しているか、蓄財した者の財産の没収は、認められる。……」と規定され、25条では「死刑を科すことはできない。暴政の軍人並びに弾圧機関、暴政が組織した補助機関及び暴政を防衛するために私的に設けられた秘密の私的集団の構成員は、1958年12月31日に打ち倒された暴政の再建または防衛のために犯した罪を理由とする場合は、この限りではない。反逆、憲法秩序の転覆または外国との戦争中の敵のための諜報活動に有罪とされた者も、この限りではない」と定められた54。

基本法は、労働の権利⁵⁵を謳う一方で、大農園と禁止と土地所有の上限を設けるが、法律の範囲内で私有財産を認める⁵⁶。しかしながら、「農地改革とその結果としての農地の分配を実施するために行われる強制収用の場合には、補償が事前に支給されることが不可欠とされない」(第4編の経過規定3条)し、「国

⁵⁴ ただし、1961年1月、法律923号によって、破壊活動に対する死刑が定められた。要するに、刑事立法は、20世紀前半のキューバだけでなく、西欧社会の基準からしても、以上に厳しいものとなった。さらに、憲法権利保障裁判所の権能も制約され、最高裁判所に再編された。BERNAL GÓMEZ, op. cit., p. 48.

家は、不動産の競売または強制的売却および動産の典型的な鑑定の権利を有する」(89条)のであるから、財産は、市場価格で補償されない。そして、この基本の法の下で、国有化が推進された⁵⁷。

「キューバは、政治的自由、社会的正義、個人的・集団的福祉および人間的連帯のために、統一的・民主的な共和国として、組織された独立した主権国家である」(1条)と規定されているが、マルクス・レーニン主義も共産党の指導的役割も明記されていない。政党の結成も自由であると規定されているが、既存の政党が有利な仕組みが設けられている⁵⁸。そこで、「社会防衛最高会議(un Consejo Superior de Defensa Social)を設置し、これは、個人の自由の剥奪または制限を含む処罰と安全上の処置の実行のみならず、犯罪のもっとも効果的な防止と禁圧に必要とされるあらゆる設備または施設の設置、指導および運営の任務を負う。社会防衛最高会議は、技術・管理上の機能を果たすために、自治権を享受し、法律に従って条件的な自由の承認と撤回も行う」(170条)と規定され、革命を推進する機関として「社会防衛最高会議」が置かれている。

^{55 60}条「労働は、個人の譲り渡すことのできない権利である。国家は、職のない全ての者に職を提供するために利用できる資源を利用し、あらゆる手仕事・知的労働者に尊厳ある生活に必要な経済条件を保障する |。

^{56 87}条「キューバ国家は、私有財産を最大限その社会的機能を有する限りにおいて、また、公用または社会の利益を理由として法律の定める制限を越えることなく、私有財産の存在と正当性を確認する」。

⁵⁷ 宮坂富之助・吉田稔「キューバにおける国有化」『比較法』(早稲田大学比較法研 究所) 第15巻第1号(1982年) 33頁。

^{58 102}条「政党および政治団体の結成は、自由である。しかしながら、人種、性又は階級による政治集団を結成することはできない。新たな政党の結成のためには、その申請とともに、国、県または市町村のどれが問題なのかによって、投票の2%以上の党員数を提示する必要がある。総選挙または特別選挙において、2%を示す投票数をえない政党は、解散され、職権によって政党登録から抹消の手続きがとられる。この条文に定められた数を下回らない党員数があって、場合によって、選挙の前に、結成されるか、再結成された政党のみが、候補者を出すことができる。大統領、知事、市長もしくは議員選挙または憲法制定会議議員選挙の6ヶ月前に、一日だけで再結成される。選挙高等裁判所は、その際に、再結成されない政党を職権で抹消する。政党集会は、そのあらゆる権能を保持するが、法的に再結成されなければ、解散できない。いずれにせよ、政党は、募金を徴収を担う唯一の組織であるが、いかなる場合でも、この権能を委任することはできない」。

2 キューバの社会主義の再編―大衆組織と共産党

革命政府は、革命を推進するために様々な団体を組織した。大学学生連盟 (la Federación Estudiantil Universitaria) ⁵⁰およびキューバ労働者中央会議 (la Central de Trabajadores de Cuba) は、革命政権以前より存在していたが、革命政権は、1959年、まずこれらの組織を傘下におさめた。1960年には、キューバ女性連盟(la Federación de Mujeres Cubanas)が設立された⁵⁰。

防衛に関しては、1959年10月、武装した市民からなる国民防衛隊(MNR)が設立され、革命軍(las Fuerzas Armadas Revolutionarias)を援護することとなった。1960年9月に設立された革命防衛員会(los Comités de Defensa de la Revolución)は、海外からの侵攻に備えるためにキューバの各地に設立されたが、住民を監視する機関でもあった(1962年には、110万人以上がこの組織に属していた)。活動規模の大きさと、共産党大会は5年ごとの開催であることを考えると、この機関は、あらゆる大衆参加の土台であって、ほとんどのキューバ人が政治的な経験を積む機関となった。したがって、1976年の人民の権力制度が設けられるまで、革命防衛員会(CDR)は、大衆政治参加と政治討論の主要な場所であった。

農地改革は、ラテン・アメリカ諸国共通の課題であるが、キューバ革命では、 農地問題の最終的な解決を目指して、1960年には、農地改革研究所(INRA) が設立された。この研究所は、その後農業の集団化・国有化を指導した。私有 農地についても、1961年に小農園主全国協会(la Asociación Nacional de Agricultores Pequeños)が設立され、この団体を通じて農業への国の支配が確保 された⁶²。

⁵⁹ 年齢の下の学童には、社会主義諸国の経験にならって1961年4月、試験的にキューバ・ピオネール連合 (la Unión Pioneros de Cuba) が設けられ、さらに、1971年には、中等教育の学生組織として、中等教育学生連盟(la Federación Estudiantes de la Enseñanza Media)も設立された。その後、ピオネール連合は、ホセ・マルティ・ピオネール連合に改名された。KAPCIA、Antoni、Cuba in Revolution: A History Since the Fifties、Reaktion Books、London、pp. 69-70.

⁶⁰ DOMÍNGUEZ, Jorge I., *Cuba hoy: Analizado su pasado, imaginado su futuro*, Editorial Colibrí, Madrid, 2002, pp. 54–5.

⁶¹ *Ibid* ", p. 55; KAPCIA, *op. cit* ", pp. 67–8.

⁶² KAPCIA, *Ibid*., pp. 54–5.

63 駿河台法学 第22巻第2号 (2009)

革命当時,革命政府が頼りにできた政治組織は、7月26日運動(el Movimiento 26),人民社会党(el Partido Socialista Popular)および革命理事会(Directoria Revolucionario)の三つしかなかった。したがって、革命政府は、急激な社会改革を遂行するために大衆動員にたよった。しかしながら、強力な指導力をもった党組織がなかったゆえに、広く国民が政治・文化その他の運動に参加するという慣習が生まれ、1960年代の革命の特徴となり、その後の40年にわたり政治制度と政治文化の不可欠の要素として続くのである。実際、1959年以降ほとんどすべてのキューバ人が7歳から老年に至るまでの生涯で、(労働、防衛、抗議、社会、健康の様々な運動に)定期的に関与し、動員されたといっても過言ではない。1960年代は、キューバ人にとって祭事参加の学習期であったともいえる『。

前期の7月26日運動(el Movimiento 26),人民社会党(PSP)および革命理事会(DR)の三つの組織を統合して、1961年夏,人民社会党が中心となって統合革命組織(las Organizaciones Revolucionarias Integradas)が設置された。しかし、カストロは、1962年3月、この組織の分派主義的傾向を非難し、構成員の約半分を組織から追放し、その結果、軍人の軍事的・政治的権力が伸張した。1963年には、統合革命党は、社会主義統一革命党(el Partido Unido de la Revolución Socialista)に名称を変更し、1965年には、キューバ共産党が誕生した。さらに、学生組織としては、1960年10月に革命青年協会(la Asociación de la Joventud Revolucionaria)が設立されたが、後に、共産党の青年組織として共産主義青年同盟(la Unión de Jóvenes Comunistas)に再編された。しかしながら、ソヴィエト連盟の共産主義をモデルとしながらも、1975年に最初の党大会が開かれるまでの間、キューバ共産党は、党員を政治的に支配するだけの機関にすぎなかった。1975年まで5年ごとに必要とされる大会を組織できなかったことから、自立的な政治組織として相対的な弱さが分かるだ

⁶³ *Ibid.*, p. 65. 「59年の革命の指導権がマルクス・レーニン主義党によってもたらされなかったこと」にキューバ革命の特徴があるという。吉田稔「キューバ憲法の史的展開―1940年憲法と1976年憲法を中心として―」『比較法研究』第40号(1978年)175頁。

⁶⁴ DOMÍNGUEZ, op. cit., pp. 56-7.

⁶⁵ *Ibid* ., p. 55.

けでなく、もう一つの動機もうかがえる。つまり、指導者たちは、1961年から2年の統一革命組織の中での分派活動の再来を恐れると同時に、強力な党は、社会主義圏のいたるところでおこったように、官僚制を生み出して、革命過程を遅らせ、無気力な制度を作るのではないかと恐れたからでもある⁶⁶。

第4章 1976年憲法と1992年の憲法改正

1 1976年憲法の制定

1965年末、共産党中央委員会の中にブラス・ロカ (Blas Roca) を委員長とする法学研究委員会が設置されたが、民法典や刑法典その他の法律の改正に携わり、すぐには憲法草案の作成にとりかかからなかった。1974年10月22日の命令的法律によって、党委員会は、国家機関とされた。その後憲法草案の検討と改訂を経て、1976年2月15日、国民投票に付され、96%の賛成票を得て、新憲法は、2月24日に公布された。1976憲法は、革命以降の政治と社会の改革を追認し、正当化しようとするものであるといえる。この憲法は、1936年のスターリン憲法をモデルとしている。一説によると、憲法条文の32%がソヴィエト憲法に、36%がキューバの1940年憲法に由来し、18%が両憲法の影響を受けており、13%が新たな条文であると言われている。。

前述した大学学生連盟、キューバ労働者中央会議、革命防衛委員会等の大衆 組織は、憲法に明記された⁶⁹。この大衆組織を指導するのがキューバ共産党で

⁶⁶ KAPCIA, op. cit., 72-4.

⁶⁷ ANTONIO DE LA CUESTA, pp. 174-5.

⁶⁸ SERRANO, Pío E., "de la revolución al modelo totalitario," Cien años de historia de Cuba (1989–1998), Editorial Verbum, Madrid, p. 239.

^{69 7}条「キューバ社会主義国は、戦列をなす我々の社会の土台の階級を含むキューバ労働者中央会議、革命防衛委員会、キューバ女性連盟、小農民全国協会、大学学生連盟、中等教育学生連盟、キューバ・ピオネール連盟その他我ら人民の闘争の歴史過程から登場し、その中で様々な人民の分野に分けられ、各分野の特殊利益を代表し、これらの分野の人民を社会主義社会の建設、強化および防衛という任務に組み入れている組織のような、社会的・大衆的組織を守り、促進する。

国家は、その活動において、社会的・大衆的組織を補助し、この組織も、憲法と 法律に従って担うべき適切な国家作用を直接実行する」。

61

ある 70 。そして、共産党の指導下に共産主義青年同盟が置かれ、いわば共産党員になるための訓練機関として位置づけられた 70 。

一方,1936年のいわゆるスターリン憲法では、「第10章市民の基本的権利および義務」の中に、労働組合、協同組合、青年組織、スポーツおよび防衛組織等とともに、「また、労働者階級、勤労農民および勤労インテリツィアのうちのもっとも積極的かつ意識的な市民は、自由意思にもとづいて、共産主義社会を建設するための闘争において勤労者の前衛部隊であり、かつ勤労者のすべての社会的ならびに国家的組織の指導的中核をなすソ同盟共産党に団結する」(126条)と規定されていた⁷²。

1977年憲法では、第1章の「政治システム」には、「ソ連邦共産党は、ソヴィエト社会の指導的および嚮導的な力であり、その政治システム、国家組織および社会集団の中核である」(6条1項)として、共産党の指導力を承認し、「マルクス・レーニン主義の学説で武装した共産党は、社会発展の総合的展望およびソ連邦の内外政策の路線を定め、ソヴィエト人民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利をめざすソヴィエト人民のたたかいに計画適合的で科学的な根拠をもった性格を与える」(同条、2項)と規定する。ただし、「すべての党組織は、ソ連邦憲法の枠内において活動する」(同条3項)というように、党組織に憲法の枠組みを課してはいる。しかし、党の指導は政治指導であるといっても、共産党自体の組織原則の根本原則である「民主集中制」さえも憲法に定められているわけではなく、共産党は、憲法の外部に位置するといえる。結局、「ソヴィエト社会には、既に長い間、ソ連邦共産党と異なる自らの政策

^{70 5}条「キューバ共産党は、<u>マルティ主義および</u>マルクス・レーニン主義に基づく キューバ国民の前衛組織であり、社会と国家の最高指導権力であって、この権力は、 社会主義の建設という高い目標に向かって共同の努力を、また、共産主義社会への 前進を組織し、指導する」。ただし、下線部の「マルティ主義および」という文言 は、2002年の改正によって挿入された。

^{71 6}条「共産主義青年同盟は、共産党の指導の下に、進歩的な青年組織であり、その構成員を教育ならびに愛国、労働、軍事、学問および文化の諸活動に組み入れて、将来の共産党活動家としてその構成員を訓練するために活動し、共産主義の理想によって若い世代の教育に資する。

⁷² 山之内一郎・藤田勇訳「ソビエト社会主義共和国同盟憲法」宮沢俊義編『世界憲 法集』(岩波文庫,1960年)233頁以下。

を対抗的に提示する社会勢力や組織は存在しないし、また存在するはずもない」し、「ソヴィエトや、社会団体の被選出機関には、党員グループがおかれ、国家機関、企業、施設、軍の部隊等に基礎組織が組織される。これらの党員グループや基礎組織は、実生活に党の決定をもちこみ、実践する基本的な、実質的には唯一の部隊である」から、憲法上の機関でさえも、党の指導の下に置かれることになる⁷³。

キューバは、社会主義国家であるから、社会主義所有を原則とし、「キューバ共和国においては、生産手段に対する全人民の社会主義財産および人による搾取の廃止に基づく社会主義経済制度が適用される」(14条)⁷⁴。ただし、小農民の所有地は、「国は、法律の定めるところに従い、土地その他の生産手段・用具の小農民の所有を認める」(20条1項)と規定されている。財産権の補償については、「公用または社会的利益を理由として、正当な補償によって、財産の収用が認められる」(25条1項)とし、「法律は、被収用財産の経済的利益と必要性を考慮して、収用手続きおよびその有用性と必要性を定めるための基礎を定める」(同条2項)と規定する。しかし、市場の否認する社会主義経済制度においては、「正当な補償」は、市場価格を意味しない。

憲法上、国権の最高機関は、「人民権力国民議会(la Asamblea Nacional del Poder Popular)」である。「人民権力国民議会は、国家権力の最高機関である。国民議会は、全人民の主権的意思を代表し、表明する」(67条一改正69条)とされ、「人民権力国民議会は、共和国の憲法制定権力および立法権を有する唯一の機関である」(68条一改正70条)。さらに、「人民権力国民議会」は、大統領、副大統領その他の国家会議の構成員を選出し、国家会議は、人民権力最高議会に責任を負う」「5。「人民権力国民議会」は、憲法改正や法律の合憲性審査

⁷³ 前掲・トポルイニン,94頁。

⁷⁴ この規定に当たるスターリン憲法 4 条では、「ソ同盟の経済的基礎をなすものは、資本主義経済制度の精算、生産用具および生産手段の私的所有の廃止、ならびに人による人の搾取の絶滅の結果確立された、社会主義的経済制度ならびに生産用具と生産手段の社会主義所有である」と定める。キューバ憲法と異なり、「宅地付属地」をのぞいて、小農地の所有も認められない。「ソ同盟における社会主義所有は、国家的所有の形態(全人民の財産)か、もしくは協同組合的=コルホーズ的所有の形態(個々のコルホーズの所有、協同組合の所有)をとる」(5条)と規定された。前掲・山之内=藤田、233頁。

など広範な権能を有する76。

国家会議は、人民権力国民議会が開催されない間、その決定を執行し"、臨時の人民権力国民会議を招集し、命令的法律を布告するなどの権能を有する⁷⁸。この国家会議の中核に、国家会議議長兼首相が位置づけられる。議長兼首相の権能は、一般政策を指導するだけでなく、国家会議と内閣の活動を指導する⁷⁹。国家元首が首相とされ⁸⁰、内閣は、実務的な政策実行機関となる⁸¹。したがって、権力は、人民権力国民会議→国家会議→国家会議議長というかたちで国家会議

- 75 71条(改正74条)「人民権力国民議会は、代議士の中から、議長1名,第一議長1名,副議長5名,書記その他23名の構成員からなる国家会議を選出する。 国家会議の議長は、元首であり、首相である。
 - 国家会議は、人民権力国民議会に責任を負い、その活動の全てを報告する」。
- 76 73条(改正75条)「人民権力国民会議の権能は、次のとおりである。
 - a) 第141条(改正137条)に定められたところに従って、憲法の改正を承認すること。
 - b) 法律の可決し、修正し、または廃止し、問題となっている立法の性質に鑑みて 適切であると思われるときに、法律を事前に人民の諮問に付すこと。
 - c) 法律,命令的法律,命令その他の一般規定の合憲性について決定すること。 (後略)。
- 77 87条1項(改正89条1項)「国家会議は、会期と会期の間、人民権力国民議会を 代表する議会の機関であって、人民権力国民議会の決定その他この憲法によって与 えられている機能を果たす」。
- 78 88条 (改正90条) 「国家会議の権能は、次のとおりである。
 - a) 人民権力国民議会の臨時会開催を準備すること。
 - b) 人民権力国民議会の任期満了選挙の期日をきめること。
 - c) 人民権力国民議会の会期と会期の間、命令的法律(decretos-leyes) を布告すること。
 - d) 必要とあらば、実定法を広く解釈し、解釈に拘束力をもたせること。
 - e) 法律案を提出すること。
 - f) 人民権力国民議会が認める国民投票を行うための関係事項を準備すること。
 - g) 国の防衛上必要とあらば、総動員を布告し、侵略の場合には、宣戦の権能を担い、人民権力国民議会が休会中であって、安全と緊急性の要請から招集できないときには、憲法上人民権力国民議会の権限とされる講和を結ぶこと。(以下略)」。

 10.18 (改正93条—内交も追加されている)「国家会議議長お上げ首相の権能は
- 79 91条 (改正93条—内容も追加されている)「国家会議議長および首相の権能は, 次の通りである。
 - a) 国家と政府を代表して、その一般的政策を指揮すること。
 - b) 国家会議および内閣の活動を組織し、指揮し、会議を招集し、主宰すること。
 - c) 省庁その他中央行政機関の活動の進捗を支配し、配慮すること。(後略)」。

議長に集中する⁸²。一方で、共産党が憲法上特別の地位を与えられ、選挙制度 を通じてその意思が憲法上の国家機関に翻訳されるのである。

司法権も、「裁判の作用は、人民に由来し、人民最高裁判所その他法律で設ける裁判所が人民の名においてこれを行使する」(121条)というように、人民に由来すると規定されている。裁判所の独立も形式的には規定されている。すなわち、「裁判所は、他の機関と作用が独立して構成される国家機関制度であるが、位階の点で人民権力国民議会および国家会議には服す」(122条)と規定されたように、肝心の強力な権力機関に対しては裁判所の独立が認められていない。さらに、司法作用の点でも、「社会主義的合法性」を守る機関として想定されている⁸³。革命初期には、革命政府は、通常犯罪のみならず、反革命活動に対決するために革命権力の道具として刑事立法を用いた。その上、通常犯罪も過去のイデオロギー遺物であって、通常犯罪と反革命罪とが融合していると考えられた⁸⁴。

革命以来度重なる修正を経てきた「社会防衛法典 (Código de Defensa So-

- 81 95条 (改正98条) 「内閣の権能は、次のとおりである。
 - a) 人民権力国民議会が認めた政治,経済,文化,科学,社会及び防衛に関する諸 活動の実施を組織し,指導すること。
 - b) 国家の経済・社会の発展に関する総合的な計画を提案すること。(後略) |。
- 82 SERRANO, op. cit., p. 240.
- 83 123条「裁判所の活動は、次のような主な目的を有する。
 - a) 社会主義的合法性を維持し、強化すること。
 - b) この憲法に定められた経済的、社会的及び政治的制度を防衛すること。
 - c) 社会主義財産, 市民の身体その他憲法で認められている事柄を守る。
 - d) 国家機関および経済的, 社会的及び大衆団体の正当な権利・利益を救済すること。
 - e) 市民の生命,自由,尊厳,名誉,財産,漢族関係その他の正当な権利・利益を 救済すること。
 - f) 法律違反及び反社会的行為を防ぎ、こうした行為をする者を抑止し、再教育し、 違反が申し立てられるときには法規の支配を再建すること。
 - g) 法律の厳密な履行という意味で社会的な法意識を高め、判決において祖国、社会主義の大義及び社会主義的共同生活の規範への忠誠義務を意識的・自発的に遵守することを市民に教育するのに適切な告知をなすこと」。

^{80 94}条(改正96条)「内閣は,首相である国家元首にして政府の長,第一副首相, 副首相,国家計画会議議長,大臣,書記その他法律で定める構成員によって組織される。

cial)」**は、廃止され、1978年12月30日、刑法典が公布された。刑法典は、社会主義国の刑法の影響を受け、その特徴は、①社会防衛法典の個別的な規定と対蹠的に、包括的に罪が規定され、②共和国の政治的・経済的利益を刑法によって防衛し、③刑罰の目的を犯罪の賠償、生活態度から労働へ、法の厳格な適用から社会主義的共存の規範へという原理に基づき犯人を矯正し、再教育するだけでなく、犯人その他の者による新たな犯罪を予防することなどであった**。

2 社会主義諸国の崩壊と憲法改正

東欧の社会主義諸国に続いて、ソヴィエト連邦が崩壊する中で、1991年10月、キューバ共産党第4回大会が開催され、この大会では、入党資格はカトリック教徒に開かれた⁸⁷。さらに、1992年7月10日から12日にかけて、人民権力国民議会が開かれた。議会は、最終日に憲法改正を公布した。1992年の改正には、憲法前文の前に改正理由が付されている。改正理由には、マルクス・レーニン主義とホセ・マルティの思想が併記される一方、1976年憲法の社会主義の理想は後退し、愛国主義が強調されている⁸⁸。1976年憲法1条は、「キューバ共和国は、労働者および農民その他肉体・精神労働者の社会主義国である」と規定していたが、この条文は、1992年の改正によって、「キューバは、政治的自由、社会正義、個人的・集団的幸福および人間の連帯を享受するために、万人によって、万人の福利のために、統一した民主主義共和国として組織された独立し主権を有する労働者の共和国である」という文言に変更された。

改正の主要な目的は、経済改革政策を憲法によって承認することであった。 全ての生産手段を全人民の社会主義的所有であるという経済制度を改め、社会

⁸⁴ DE LA CRUZ OCHOA, Ramón, "El delito, la criminología y el derecho penal en Cuba después de 1959," *Revista Electrónica de Ciencia Penal y Criminología*, RECPC 02–02 (2000), http://criminet.urg.es./recpc/recpc_02-02.html, p. 4.

⁸⁵ この法典は、革命以前の1936年に制定された。犯罪者を処罰するというよりも、 犯罪から社会を防衛するという思想に基づいていた。*Ibid*., p. 2.

⁸⁶ Ibid., p. 6.

⁸⁷ SERRANO, op. cit., p. 245.

⁸⁸ その一部を引用すれば、次のとおりである。「討議と討議の結果の追加された修正は、われわれの原則の後退も、過去への回帰の疑いも、ホセ・マルティとマルクス・レーニン主義思想の弱体化を意味するものでもない」と。

主義的所有を基本的な生産手段に限定し、外国の投資による合弁企業の招致を推進しようとしたのである。改正23条は、次のように規定する。「国は、法律に従って設立される合弁企業、経済活動の会社と組合の財産を認める。これらの団体の財産に属する利用、収益および処分は、法律および条約の定めるところによるのみならず、命令および規則による」と。憲法前文には、「ホセ・マルティの理想」という文言が追加され、改正3条(旧4条)には、「全ての権力は労働者に属する」という規定は、「主権は人民に存する」と書き改められた。ただし、「変革への抵抗権」も追記され、経済改革が共産主義体制の変革につながるものではないことを示している®。1976年憲法には規定がなかった宗教の自由が認められ、無宗教国家から非宗教国家への移行が示されている。つまり、旧54条は、社会主義思想を公認し、これに対立する可能性のある信教の自由を制約していたが®、1992年の改正では、55条に「国は、思想の自由および宗教の自由を認め、尊重し、保障すると同時に、宗教的信条を変更し、またはこれをもたない各人の自由および法律の範囲内で自己の望む宗教を信ずる各人の自由を認め、尊重し、保障する」(1項)と規定する。。

青年組織についても、憲法規定が大幅に修正された。「共産主義青年同盟」は、将来の党員のための訓練機関ではなく、青年大衆の組織へと書き改めた⁵²。 大学学生連盟、キューバ労働者中央会議、革命防衛委員会等大衆組織等の名称 は憲法典から削除された⁵³。しかし、共産党の役割についての規定には変化は

⁸⁹ 改正3条「キューバ共和国においては、主権は、人民に存し、人民からあらゆる 国家権力が由来する。国家権力は、直接行使されるか、または、人民権力議会及び 憲法と法律が定める形式と規範にしたがって人民権力国民議会に由来するその他の 国家機関を通じて行使される。すべての市民は、公共、社会および経済の秩序を破 壊しようとする何人に対しても、他に手段がないならば、武装闘争を含むあらゆる 手段で闘う権利を有する」。

^{90 54}条「社会主義国家は、科学的唯物論の世界観にその活動を基礎づけ、人民に教育し、信教の自由、宗教的信条をもち、法律の範囲内で、自己の望む宗教を実践する各人の権利を認め、保障する。

法律は, 宗教制度の活動を規定する。

革命に反対し、労働、祖国の武装防衛、国の象徴への尊重義務その他憲法に定められた義務の教育または履行に反対する信仰または宗教信念は、違法であり、処罰される」。

⁹¹ DOMÍNGUEZ, op. cit., p. 261.

ない。

人民権力国民議会の位置づけと権能については、条文の位置は移動されたものの、変化はない。国家会議と国家会議議長についても、ほぼ同じ条文のままであるが、国家会議議長の権能に国家緊急事態宣言が追記された⁵⁴。司法権にいては、「社会主義的合法性」という語句は、姿を消した⁵⁵。

1992年改正憲法の文言上の修正は、①ホセ・マルティに言及し、②階級国家観を弱め、③人民主権原理を強調している点に特徴がある。つまり、マルクス・レーニン主義ではなく、革命的ナショナリズムを権力の正当化原理として用いている⁹⁵。したがって、1992年以降は、人民主権原理とマルクス・レーニン主義との対立と緊張が高まっていく。

人民主権原理の強調によって、人民権力国民議会の地位は相対的に向上した。 したがって、1992年憲法の統治構造は、以下のように議会に権力が集中してい る点に特色がある⁸⁷。

- 92 改正 6条「共産主義青年同盟は、進歩的な青年組織であり、社会主義建設の任務への青年大衆の積極的な参加を促進し、我々の社会に福利のために日々増大する責任を引き受ける自覚と能力のある市民として、青年を適切に訓練するという最重要な機能の点で、国家の承認と援助とに依拠する。
- 93 改正7条「キューバ社会主義国は,我ら人民の闘争の歴史過程から登場し,その中で様々な人民の分野に分けられ,各分野の特殊利益を代表し,これらの分野の人民を社会主義社会の建設,強化および防衛という任務に組み入れている社会的・大衆的組織を守り、促進する」。
- 94 93条「(h) この憲法に定められた場合に国家緊急事態を宣言し、正当な法的効果のために、状況の許すかぎりできるだけ速やかに、その決定を人民権力国民会議に、この会議を招集できない場合には、国家会議に説明すること」。
- 95 改正120条「裁判の作用は、人民に由来し、人民の名において人民最高裁判所その他法律が定める裁判所がこれを行使する。

法律は、司法活動の主な目的を定め、裁判所組織、裁判管轄権、裁判所の権能と その行使の形態、裁判官が満たすべき要件、裁判官の選任方法、裁判官の罷免又は その職務停止の事由と手続きを規定する」。ただし、1987年に制定された刑法典に は、「社会主義的合法性の遵守が規定されている(1条1項)。

- 96 ROJAS, RAFAEL, Tumbas sin sosiego: Revolución, disidencia y exsilio del intelectual cubano, ANAGRAMA, Barcelona, 2006, p. 432.
- 97 DOMÍNGEZ, Jorge I., A Constitution for Cuba's Political Transition: The Utility of Retaining (and Amending) the 1992 Constitution, Institute Cuban-American Studies, University Miami, 2003, pp. 15–6.

- ① 人民権力国民議会は、主権を行使する機関であり、一院制である。
- ② 国家評議会議長と首相が同一人物である。いずれも、人民権力国民議会の立法に対して憲法上拒否権をもたない。
- ③ 人民権力国民議会は、首相を任免できるから、議会に対する執行府の責任 原理を確立している。
- ④ 人民権力国民議会は、会期中にない場合には、立法作業を促進するために 国家評議会を選出できる。人民権力国民議会は、いつでも国家評議会委員を 罷免できる。
- ⑤ (憲法改正の場合を除いて),人民権力国民議会は,常に多数決による。憲法改正には,3分の2の賛成を必要とする。憲法改正が重要な問題であるなら,国民投票が必要である。しかしながら,1992年に採択された広汎な改正は,国民投票が必要であると考えられず,それゆえ,将来の人民権力国民議会には、かなりの裁量権が保持されている。
- ⑥ 人民権力国民議会は、立法の合憲性について、自ら裁判所として活動する。
- ⑦ 人民権力国民議会は、法律、法律的命令、命令その他国家評議会その他の 行政庁が定める規則を撤回することができる。
- 8 最高裁判所の独立は、存在しない。最高裁判所の裁判官は、人民権力国民 議会が選出し、身分保障を欠き、国民議会がいつでも罷免できる。権限を濫 用した裁判官の罷免は、容易である。
- ⑨ あらゆる個人の権利は、政治体制の利益に服する。
- ⑩ 地方公共団体の政府は、中央政府に服する。憲法上、連邦制度の気配は、 存在しない。
- ① 経済社会について決定権を有する,独立中央銀行または独立機関は,存在 しない。

3 憲法改正と経済改革

一方,アメリカ合衆国は,1992年のキューバ民主主義法 (the Cuban Democracy Act) 別名トリチェッリ法 (the Torricelli Act) によって,キューバに対する経済制裁を強化した。さらに,1996年キューバの自由及び民主主義的連帯法 (the Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act) 別名ヘルムズ=バートン法 (the Helms–Burton Act) は,キューバに投資する条件を定めた。特

に問題となったのが、第3章の規定である。これは、アメリカ市民の財産権に関するものであり、キューバが国有化した財産を取引きする者は、アメリカの裁判所に訴えを提起されることを認めている。つまり、キューバ革命によるバチスタ派の財産没収を否定する意味をもっている。したがって、キューバに投資しようとするヨーロッパ諸国の反発を買い、クリントン大統領は、第3章の改正を約さざるを得なかった。。

第5回共産党大会は、1997年10月に開催された。キューバ市場の開放は新たな不平等を生み、犯罪は増加した。それでも、経済政策の基本には変化はなかったが、政治改革については消極的態度に終始した。キューバ共産党の中核機関が決定権を有する政治局であり、キューバにおいてもっと重要な機関である。政治局は、フィデル・カストロ議長、その弟のラウル・カストロ(Raúl Castro)副議長および共産党規律委員会長のファン・アルメイダ(Juan Almeida)によって、1965年以来指導されてきた。しかし、政治局の構成員は、第4回および第5回の共産党大会で大幅に入れ替わり、1997年の時点では、24人の政治局員のうちベルリンの壁の崩壊以前から職に留まっている者は、6人にすぎなかった。また、24人の政治局員のうち、6名が内閣の構成員でもあった。このことは、共産党の指導の下に政府の任務を強化して経済的苦境を乗り切ろうとする目的をもっていると評することができる。

共産党中央委員会は、政治局よりもずっと大きな組織である。1991年の第4回共産党会議では、党員の半分が入れ替えられ、人数も225名へと拡大された。その結果、中央委員会にそれ以前からの党員の占める割合は、32%にまで落ちた。第5回大会では、中央委員会の人数は、150名までに減らされ、1991年からの委員の56%が入れ替えられた。

第5回共産党大会の結果、25万人以上の革命軍兵士が署名したいわゆる「21世紀のメムビサ軍兵士の宣言 (la Declaración de los membisas del siglo XXI)」である。この文書は、マルクス・レーニン主義ではなく、革命は、いわば1868年の独立運動の正統な承継者であることを主張し、革命的ナショナリズムの観点から歴史を再構成しようとする¹⁰⁰。

⁹⁸ GOTT, op. cit., pp. 304-5.

⁹⁹ DOMINGUEZ, Cuba hov..., cit., pp. 281-3.

2002年 6 月26日に公布された憲法改正法では、フィデル・カストロの言葉によれば、「合衆国の帝国主義政府の要求と脅迫に威厳を込めて断固として拒否する」ためであった¹⁰¹。旧 4 条 1 項が新 3 条 1 項に移動し、2 項および 3 項が追記され、それぞれ次のように規定された。すなわち、「この憲法に定められた政治的、社会的および経済的秩序を覆そうとするいずれの者に対しても、他に手段がなかったときには、全ての市民は、武装闘争を含むあらゆる手段によって戦う権利を有する」、「この憲法に定められた社会主義ならびに革命的政治的及び社会的制度は、あらゆる種類の侵略及び存在する中でもっとも強大な帝国主義国の政府による経済戦争に対する英雄的な抵抗の年月に立証され、また、国を変革し完全に新しく公平な社会を創造する能力を示してきたが、廃止できず、キューバは、決して資本主義には戻らないものとする」と。さらに、11条にも 3 項が追記され、「他国との経済、外交および政治関係は、決して外国の侵略、脅迫または強制のもとで交渉することはできない」と定められた。

憲法改正条項自体も修正され、旧141条の改正規定は、137条に移され、人民権力国民議会の憲法改正権の規定は変わらないが、「ただし、政治的、経済的および社会的制度に言及する規定は、第1章第3条に廃止できない性格を有すると定められており、また、外国の侵略、脅迫または強制のもとで交渉することは、禁じられる」102という文言が追記された。この改正によって、憲法改正の限界が明記された103。

したがって、2002年の憲法改正は、共産主義体制を防衛しようとする意図に基づく。その原因は、いわゆる「バレーラ計画(Proyecto Verela)」にある。バレーラは、憲法88条(g)号「法律の発議は、市民の権限である。この場合には、選挙人の資格を有する少なくとも1万人の市民が発議しなければならないものとする」という規定と、人民権力国民議会の権能に関する75条(u)号「憲法に規

¹⁰⁰ この文書は、次のように宣言する。「我らは、20世紀のメムビサ軍兵士であって、21世紀になってもそうあり続ける。なぜならば、1868年以降、キューバ革命は、一つしかないのであるから、一つの軍しかなかったのであって、この軍は、独立闘争で解放軍と呼ばれたのである。国民の解放によって、反乱軍と呼ばれ、今では、社会主義によって、我らは、革命軍なのであり、今日まで守ってきた反帝国主義思想を守り続け、我らを生みだした人民への変わらぬ忠誠を明確に示し続けるつもりである」と。*Ibid*., p. 437.

¹⁰¹ BERNAL GÓMEZ, op. cit., p. 54.

定された場合、およびこの議会が適切であると判断する場合に国民投票を開催すること」という規定に基づいて、表現自由や結社の自由、私企業の活動の自由、良心の囚人の解放、自由選挙を保障する選挙法の制定等を要求した¹⁰⁴。

このバレーラ計画は、亡命キューバ人の著名な指導者や様々な団体だけでなく、ジミー・カーター、ホセ・マリア・アスナル(当時のスペインの首相)、レフ・ワレサ、ヴァーツラフ・ハヴェル等の国際的な指導者たちにも支持された。それだけに、キューバ共産党の指導部の危機感も深く、憲法改正というかたちで体制を防衛する意思を示したのである105。

結論にかえて

1992年の憲法改正によって、体制の生き残りをはかるために、一定の経済開放政策を採らざるをえなかった。しかし、これは、直ちに政治的改革につながるものではない。2002年の憲法改正においても、マルクス・レーニン主義を実現する国家権力の中心機関としての共産党が社会主義革命を支えてえるという5条の規定には、変わりはない。

政府高官の考えによれば、資本主義国では、民主主義は不可能であるとされる。つまり、直接民主主義のみが民主主義であって、「民主主義とは、人民が統治に参加し、社会の指導に加わり、権力を行使する制度である。そのためには、社会の完全な変革が必要である」からである¹⁰⁶。キューバ革命は、この直接民主主義を具体化しようとする試みであるが、キューバの社会主義は、ただ

102 改正137条「その構成員の3分の2を下回らない多数による記名投票による同意によらなければ、人民権力国民議会は、この憲法を改正できない。<u>ただし、政治的</u>,経済的および社会的制度に言及する規定は、第1章第3条に廃止できない性格を有すると定められており、また、外国の侵略、脅迫または強制のもとで交渉することは、禁じられる。

改正が人民権力国民議会,国家会議または憲法に定められている権利義務について述べているならば,国民議会が求める国民投票において,有権者の過半数の 賛成によって承認される必要がある」。下線部は,2002年の改正で追記された文言 を意味する。

- 103 ROJAS, op. cit., p. 440.
- 104 BERNAL GÓMEZ, op. cit., pp. 55-7.
- 105 *Ibid* ", pp. 58–9.

単に、マルクス・レーニン主義を実現するキューバに労働者階級の希望に応える制度であるだけでなく、キューバ人は、祖国、革命および社会主義を同視し、これらの要素が不可分であると考えなければならないというのである¹⁰⁷。

しかし、「祖国」、「革命」および「社会主義」という三つの語句は、必然的に結びつくわけではない。むしろ、三つの言葉は、対立する契機を秘めている。 対立の契機がどのように展開していくのかは、カストロ以後のキューバ政府の 態度にかかっている。

スペインからの独立を目指したマルティの思想を強調しようとすれば、これは、キューバー国の歴史的伝統に基づく革命的ナショナリズムへとつながり、ひいては祖国の人民主権に至る可能性がある。憲法の上の機関が人民主権によって正当化され、その中心には、「人民権力国民議会」が位置する。ソヴィエト連邦の崩壊過程を例にとれば、ゴルバチョフは、共産党から権力を奪い、立法機関と新たに設けられた大統領職に実権を持たせようとした。しかし、知識人は、さらに歩を進め、共産党の指導的役割を規定する憲法6条の規定の削除を求め、結局6条は、削除された¹⁰⁸。そこで、キューバにおいても、共産党の役割を規定する5条を削除すれば、自ずと憲法上「人民権力最高議会」が国権の最高機関となるはずであるから、憲法改正条項に従って「社会主義ならびに革命的政治的および社会的制度」(3条)という文言自体を削除した上で、憲法改正を実行すればよいとも主張されている¹⁰⁸。

しかし、共産党条項が憲法から削除されたとしても、市民社会が復興し、立憲主義が定着するためには、キューバにおいても、東欧諸国やロシアと同じように、過去の負の遺産をどのように精算するのかという「過渡的正義(transitonal justice)」の問題に直面せざるを得ないであろう¹¹⁰。

¹⁰⁶ ALARCÓN DE QUESADA, Ricardo, Cuba y la lucha por la democracia, Editorial Hiru, Hondarribia, 2004, p. 109.

¹⁰⁷ Ibid., p. 225.

¹⁰⁸ CALHOUN, Noel, *Dilemmas of Justice in Eastern Europe's Democratic Transition*, Plagrave Macmillan, New York, 2004, pp. 142–3.

¹⁰⁹ ARNAVAT, Gustavo, "La Constitución cuabana y la futura transición democrática: Las lecciones de la Europa Central y del Este," PÉREZ-STABLE, Marifeli (Cooredenadora), Cuba en el siglo XXI: Ensayos sobre la transición, (Traducción: Julio Rdoríguez Luiz), Editorial Colibrí, 2006, p. 114.

49 駿河台法学 第22巻第2号 (2009)

本研究は、平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(c)—研究課題「ラテン・アメリカにおける民主化と人権救済制度の研究」—課題番号20530025)による一成果である。

¹¹⁰ ただし、キューバの社会主義体制は、ポルポト政権のカンボジア支配と比べれば、ソフトであるという指摘もある。「キューバは、ポルポトの過酷な全体主義支配 (extreme totalitarian rule) の残忍な付属装置もなく、柔らかい全体主義体制 (a soft totalitarian regime) であり、近年その傾向はさらに強まり、軍閥やボスというラテン・アメリカの伝統の色彩が濃い政治体制になった」のである。HOROWITZ, Irving Luis, *The Long Night of Dark Intent: A Half Century of Cuban Communism, Transaction*, New Brunswick, 2008, p. 593.